

## 平成21年度経営計画

## 1. 業務環境

## (1)

## 熊本県の景気動向

最近の県内経済情勢につきましては、原油や穀物等原材料価格の高騰に伴うコストの増加および諸物価の上昇の影響を受け、平成20年度前半は減速気味に推移しました。その後、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融経済危機は、日本の実体経済にまで大きく影響を及ぼし、県内においても経済を牽引してきた半導体・自動車関連企業を中心に、急速な生産調整や雇用調整により企業業績が一段と低下しています。

また、設備投資は、企業収益の悪化により、誘致企業の進出延期、工場の新・増設計画の見直し、既存設備の更新抑制などの動きが強まり、低水準となっています。さらに、個人消費も、景気の悪化による有効求人倍率の低下、雇用者所得の減少および消費者の生活防衛意識の高まりなどから弱まっています。

この間、公共投資は、道路整備や九州新幹線関連の工事などが下支えをしているものの、県内各自治体の財政事情などから、事業費の削減傾向が続いており、前年を下回り、低調に推移しています。

このように県内景気は、経済を牽引するものが見当たらず、悪化傾向が顕著になっています。

## (2)

## 中小企業を取り巻く環境

県内中小企業の業況は、世界的な金融危機に伴う外部環境の激変により、急速に悪化しています。特に受注の大幅な減少により影響を受けている半導体・自動車関連企業を中心とした製造業は、業績の悪化が顕著となっているほか、住宅・公共投資の低迷により建設業は依然として低調であり、消費マインドの悪化に伴い小売・サービス業等の売上減少も続いています。

また、中小企業の資金繰りは、売上不振、支払いサイトの長期化さらに取引先の倒産等により急激に悪化しており、平成20年の企業倒産は、件数で、前年比128.8%、負債総額で、前年比226.8%と大幅に増加し、業況の厳しさを現しています。

このような状況を受け、政府は、中小企業に対する緊急経済支援の一環として、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」（以下「緊急保証制度」という。）を平成20年10月31日に創設し、さらに第2次補正予算において、その保証枠を6兆円から20兆円に拡大されました。当協会では、この緊急保証制度を積極的に取り組み、平成21年3月末での保証承諾実績は、9,223件148,586百万円となり、協会全体の保証承諾でも、18,467件235,910百万円、前年比で件数151.9%、金額216.2%と急激に増加しました。

## 2. 業務運営方針

このような状況のもと、平成21年度は、引き続き緊急保証制度を活用して、厳しい経営環境にある中小企業に対して親身で迅速に対応するとともに、経営実態や特性を踏まえた適正な保証審査により、資金繰り支援を積極的に行います。また、資金調達手段の多様化を図るため、流動資産担保融資保証の利用促進に努めます。更に、中小企業の経営支援についても万全の態勢で取り組んでいきます。

期中管理においては、金融機関と連携を強化し、業況が悪化する前の早い段階で、既往債務の返済条件の緩和や一本化などについて柔軟に対応し、中小企業の事業再生を支援します。

また、当協会は、平成21年3月31日に創立60年の節目の年を迎えました。100年に1度ともいわれる景気の悪化に直面する中小企業に対し、果たすべき役割と責任の大きさを役員一人ひとりが十分に再認識し、今まで培ってきた経験を活かし、「信用保証」により、地域経済の振興に全力で取り組んでいきます。

## (1) 緊急保証制度の利用促進

## ①

緊急保証制度（熊本県金融円滑化特別資金を含む）を積極的に活用するとともに円滑で迅速な制度の運用に努めます。

## ②

緊急保証制度の広報を一層強化し、更なる周知に努めます。

## (2) 経営支援の充実

## ①

金融相談会を定期的に開催します。

## ②

保証をご利用いただいた企業に対して、中小企業診断システム（MS S）により診断データを送付します。

## ③

地域力連携拠点事業と連携のうえ経営サポート制度を活用してきめ細やかな支援を行います。

## (3) 中小企業の資金調達手段多様化の促進

## ①

流動資産担保融資保証制度（棚卸資産担保）の普及促進に向けて積極的な対応を行います。

## ②

経営承継関連保証や農工商等連携事業関連保証等の新しい保証制度について周知を図り、利用促進に努めます。

## (4) 保証審査態勢の強化

## ①

金融機関との連携強化により企業の実態把握に努め、審査支援システムを活用して効率的な保証審査を行います。

## ②

大口保証企業の審査態勢の強化と創業企業に対するフォローアップを行います。

## ③

事故報告受付案件や代位弁済案件の分析とフィードバックの実施により、目利き審査能力の更なる向上に取り組みます。

## (5) 事業再生および企業存続に向けた対応

## ①

定期的な金融機関訪問により連携を強化し、中小企業の実態把握に努めます。

## ②

企業訪問・面談を行い企業の実情の把握し、再生計画の作成・アドバイスなどにより、企業存続へ向けての積極的な支援を行います。

## ③

中小企業の実情に即して、返済条件の緩和や緊急保証制度を活用した既往借入金の一本化等を提案し、資金繰りの緩和に努めます。

## ④

再生支援協議会や金融機関との連携を強化します。

## ⑤

求償権消滅保証等を活用した企業再生を推進します。

## (6) 求償権の管理強化と回収の早期着手

回収支援システムの活用により求償権の管理を強化します。

## (7) 効果的・効率的な回収対策

## ①

休眠債権の見直しを徹底し、回収額の増大と管理事務停止・求償権整理を推進します。

## ②

サービサーへの委託を促進するとともに、同サービサーの首都圏営業所ならびに近畿圏営業所の活用により効率化を図ります。

## (8) 情報セキュリティ管理態勢の強化

情報セキュリティポリシーを策定し運用規程を整備します。

## (9) 信用保証制度に対する反社会的勢力介入排除への取り組み

反社会的勢力の情報収集に関する規程を策定し、反社会的勢力の情報収集・管理に係るシステムを構築します。

## (10) コンプライアンス態勢の向上と従業員のコンプライアンス意識の醸成

## ①

コンプライアンス・プログラムを着実に実施し、コンプライアンス態勢および職員の意識のレベルをさらに維持・向上を図ります。

## 3. 保証承諾等の見通し

平成21年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	1,535億円	133.5%
保証債務残高	3,255億円	129.6%
代位弁済	109億円	151.8%
回収	25億円	95.4%